

2022年1月26日

各 位

一般社団法人 新潟県労働者福祉協議会
理事長 牧野 茂夫
(公印省略)

(公財) 新潟ろうきん福祉財団の高校奨学金事業拡充に係る寄付のお願い

日頃より(一社)新潟県労働者福祉協議会(以下、「県労福協」といいます。)の進める運動に対し、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、現在、日本の奨学金の多くが返済義務のある貸与型であることから、大学生の2人に1人が平均300万円を超える借入れを行っており、約16万人が3カ月以上返済できない状況に陥っています。このように多額の債務を抱えた若者が返済困難に陥ることにより、その後の生活設計に大きな影響を与える、所謂「奨学金問題」が大きな社会問題となっています。

この奨学金問題が続けば、若者は将来の生活設計の見通しが立たず、結婚や出産をためらうこととなり、少子化・人口減少につながりかねません。このことは、次世代の労働力まで失うことに他ならず、労働問題に直結する課題と言えます。

若者が返済困難に陥らず、将来に希望の持てる社会を実現するためには、返済義務のない給付型奨学金制度を拡充し、貸与型中心の制度から給付型中心の制度へ転換する必要があります。

また、県労福協の構成団体である(公財)新潟ろうきん福祉財団(以下、「ろうきん福祉財団」といいます。)は、奨学金給付事業として、経済的な事情により高等学校等への就学が困難な家庭を支援するため、返済義務のない奨学金の給付を実施していますが、財源の関係から奨学生の拡充ができず、毎年30名への給付に留まっています。

このような状況を受け、県労福協では、県内の若者たちの夢の実現に寄与することはもちろん、奨学金問題解決の一助となるよう、ろうきん福祉財団が行う給付型奨学金制度の拡充にむけた寄付を募ることとしました。

つきましては、別紙のとおり取組みますので、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以 上

1. ろうきん福祉財団の高校奨学金給付事業とは

ろうきん福祉財団では「高校奨学金給付事業」として、毎年、新潟県内の新高校1年生30名に返済義務のない奨学金を給付しています。

この事業は、経済的な事情から高等学校等への就学が困難な新潟県民の子どもに対し、高校在学中の3年間にわたり、奨学金を給付するもので、奨学生1人当たり月額1万円、3年間で36万円を給付しています。2013年からの事業開始以降、延べ240名の生徒に奨学金を給付しています。

2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、生活環境の厳しさが増したため、「緊急応援奨学金」として1人当たり5万円の追加給付も実施しました。

奨学生への応募は、毎年100名を超え、2020年度は過去最高の128名、2021年度も126名からの応募がありました。財源の関係から毎年30名の給付に留まっています。

奨学金を受給している世帯の圧倒的多くは母子（父子）家庭であり、なかには生活保護を受けている家庭もあります。収入が不安定であるなど、家庭環境に問題があるケースが多く、コロナ禍で保護者の就労環境がさらに悪化しており、学生生活が継続できるか心配な状況です。

奨学生と保護者の声（抜粋）

●とても助けられる制度です

他の奨学金制度は審査のために県外に行くことや、生徒自身の負担もあり、諦めることがほとんどでした。この奨学金制度は、保護者にも生徒本人にも優しい制度でした。これから未来ある子供たちのためにも、ぜひ続けて欲しいです。（保護者）

●地域や社会に貢献していきたい

頂いた奨学金で資格を取り、希望していた会社から内定をいただきました。働く中で地域や社会に貢献していきたいと思います。奨学金支援をしていただき、ありがとうございました。（奨学生）

●たくさんの人を助けたい

私の夢は医工学を学ぶことです。そのためにも日々の勉強を怠らず、より多くの知識を身に付けたいと思います。この奨学金制度がこれからも多くの人助けになることを願っています。（奨学生）

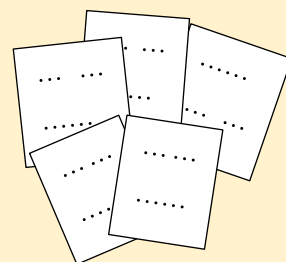
●助け合って平穏な日常を過ごしていきたい

無事に3年間の高校生活を終え、社会人となることができました。高校生活で学んだことを生かし、人間関係をつないで人生経験を積んでいきます。3年間、本当にありがとうございました。（奨学生）



●お金の不安だけではなく、心の不安も軽くしてくれる

新型コロナウイルスで大変な時、国や市の支援は難しい手続きをしなければいけない中、緊急応援奨学金を支援してくださり、お心遣いに思わずお礼の電話をさせて頂いたほど感謝の気持ちでいっぱいになりました。（保護者）



公益財団法人新潟ろうきん福祉財団とは

1983年に、当時の高度経済成長に伴う勤労者ニーズの多様化や、労働金庫事業の範囲を超えたサービスへの期待の高まりを受け、〈新潟ろうきん〉が創立30周年記念事業として設立した団体です。

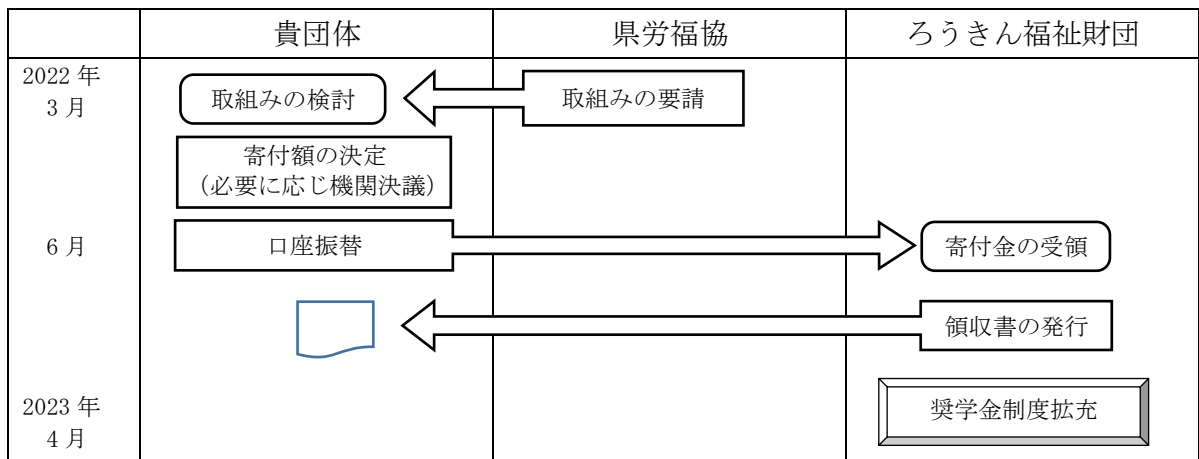
〈新潟ろうきん福祉財団〉は、広く県民の暮らしの向上と福祉の増進に役立つことを目的にさまざまな事業を展開しています。

2021年4月、これまで以上に公益的な活動に注力し、県民や勤労者の福祉向上をはかるため、一般財団法人から公益財団法人へ移行しました。

〒950-0965 新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館4階 TEL 025-288-5273

2. 取組みの日程および方法（日程は目安です）

- (1) 3月 県労福協 趣旨説明および寄付のお願い
 県労福協が貴団体へ取組みの趣旨を説明します。
- (2) 3月～6月 貴団体 取組みの検討および寄付額の決定
 貴団体で取組みを検討し、寄付額を決定してください。
 なお、決定にあたっては、必要に応じ、貴団体の規約等に基づき機関決議をお願いします。
※機関会議の開催時期により、寄付額の決定が7月以降になっても構いません。
- (3) 6月 貴団体 口座振替依頼書の提出
 寄付については、労金口座からの引き落としとさせていただきますので、寄付金額を記載した口座振替依頼書（後日作成）をご提出ください。
- (4) 7月以降 ろうきん福祉財団 領収書の発行
 ろうきん福祉財団は、寄付金を受領した後、領収書を発行します。
- (5) 2023年4月 ろうきん福祉財団 奨学金制度拡充
 ろうきん福祉財団は、お預かりした寄付金により、2023年度の募集から奨学生の人数を拡大します。



3. 寄付に係る税務対応について（参考）

- (1) 労働組合や親睦会（以下、「労働組合等」といいます。）は公益法人等に該当しますので、売店などの収益事業を行っていない場合は、申告納税義務がありません。
 したがって、収益事業を行っていない労働組合等は、税務上の対応（申告）は必要ありません。
- (2) また、収益事業を行っている労働組合等は、収益事業に係る所得について申告納税義務がありますが、寄付行為は公益法人会計（非収益事業会計）からの支出となりますので、収益事業を行っていない労働組合等と同様、税務上の対応（申告）は必要ありません。

以上